平成２２年（フ）第１７７９８号
東京都練馬区錦１丁目３－５－301
債務者　横谷　宏子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８０１号
東京都足立区弘道１丁目31－10－202
債務者　井上　彰子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８０２号
東京都練馬区氷川台４丁目39－３－105
債務者　堀　　紘夫
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８０３号
埼玉県所沢市若狭４－2499－１－201、住民票上の住所埼玉県入間市東藤沢７丁目19－17
債務者　伊達憲一郎
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８０４号
東京都墨田区墨田４丁目13－７－202
債務者　若松　宣行
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８０５号
東京都北区神谷３丁目11－１－321
債務者　久保　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８０６号
東京都北区神谷３丁目11－１－321
債務者　久保なを美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８０７号
東京都北区神谷３丁目11－１－321
債務者　吉川　榮治
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８１５号
東京都練馬区光が丘５丁目５－３－804
債務者　周東　和子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８１８号
東京都練馬区桜台２丁目22－12－B106
債務者　榎本　信利
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８２２号
東京都新宿区西落合１丁目18－18
債務者　藤平　　紋（旧姓関）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８２４号
埼玉県川越市大字南田島2099－１－102
債務者　竹村　美樹
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８２５号
東京都江戸川区北葛西４丁目１－11－111
債務者　笹川　圭子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８２６号
埼玉県さいたま市浦和区大東１丁目32－６
債務者　新島　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８２７号
埼玉県さいたま市浦和区大東１丁目32－６
債務者　新島　　尚
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８３１号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目21－６－202
債務者　福原　知世（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８３５号
東京都豊島区目白５丁目31－４－301
債務者　藤井　壽治
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部